

北海道PCB廃棄物処理事業 監視円卓会議だより

平成28年7月
第38号

北海道及び室蘭市では、北海道PCB処理事業所(JESCO)が室蘭市仲町で行っている事業が、安全、確実かつ適正に行われるよう、処理施設の整備や操業、情報公開等に関する事項を監視するため、「北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議」を設置しています。

今回は、第38回監視円卓会議で説明のあった北海道PCB処理事業所の処理状況などについて、お知らせします。

北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議（第38回）

平成28年6月2日、PCB処理情報センターにおいて、第38回監視円卓会議を開催しました。

会議には、学識経験者、団体委員、公募委員の計11名の委員のほか、オブザーバーとして、環境省、登別市、伊達市、JESCOなど関係者が出席し、処理の進捗状況やトラブル事象などの説明を行い、これらに関する質疑や意見交換が行われました。

■ 会議の概要

1 第37回監視円卓会議議事録について

平成28年2月15日に開催された第37回監視円卓会議の議事録が承認されました。

2 北海道PCB廃棄物処理事業の進捗状況等について

JESCO から、施設の稼働状況などについて報告がありました。事務局からは、環境モニタリングの測定結果、北海道及び室蘭市による立入検査の実施状況について報告がありました。

3 PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の改正について

環境省から、同法の一部を改正する法律について説明がありました。

■ 主な報告事項

■ 処理の進捗状況について 平成28年4月末までの処理実績は、次のとおりです。

当初施設 (脱塩素化分解処理)	トランス類		コンデンサ類	
	登録数	処理台数	登録数	処理台数
	4,123 台	3,308 台(80.2%)	60,401 台	49,411 台 (81.8%)

注) 登録数：平成28年4月末現在。 処理台数：試運転物を含む抜油ベース。

増設施設 (プラズマ溶融分解処理)	登録重量	処理状況			
		安定器	小型電気機器	感圧複写紙等	処理量計
	5,918,272 kg	1,793,353 kg	50,754 kg	51,349 kg	1,895,456kg (32.0%)

注) 登録重量：平成28年4月末現在。処理量：試運転期間(平成25年6月～8月)からの前処理投入ベース。
感圧複写紙等には、汚泥、その他PCB汚染物を含む。

■ トラブル事象について

前回の監視円卓会議以降、トラブル事象はありませんでした。

また、不具合事象 13 件及び不具合事象未満 16 件について、報告がありました。

不具合事象、不具合事象未満の詳細は、PCB 処理情報センターで公開しています。



トラブル事象とは

区分 : PCB を一定量以上含む排ガス・油・排水の漏洩など

区分 : 排出源モニタリング測定結果の排出管理目標値超過など

区分 : 環境への特段の影響はないが、地域住民や保管事業者等に不安感を与える事象など

区分 : 環境への特段の影響はないが、環境保全上の留意が必要な事象など

不具合事象とは

部品交換を伴う事象及び復旧作業に伴い数日程度設備が停止した事象

例：破損したバルブや計器等を交換したもの、ポンプ等を分解して点検したもののプログラムを修正したもの、安全上設置されたオイルパンへの有害物質の漏洩

不具合事象未満とは

一過性の事象及び設備の停止が 1 日程度若しくは無かった事象

例：リセット等により短時間で復旧したもの、清掃または軽微な点検・調整で復旧したもの、消耗品を交換したもの

■ 平成 28 年 1～3 月までの環境モニタリング測定結果等について

北海道、室蘭市及び JESCO では、処理事業が適正かつ安全に実施されていること、周辺環境に影響を与えていないことを確認するために、処理施設からの PCB、ダイオキシン類、ベンゼン等の排出状況や周辺環境のモニタリングを実施しています。平成 28 年 1 月から 3 月までの測定結果は、すべての測定項目で排出管理目標値、環境基準値等を下回りました。

また、前回の会議以降、北海道及び室蘭市は、モニタリングの実施状況及び施設の運転状況等を確認するため、2 回の立入検査を実施しました。

排出源モニタリング結果（平成 28 年 1 月～3 月）

すべての測定項目で排出管理目標値の超過無し

周辺環境モニタリング結果（平成 28 年 1 月～3 月）

すべての測定項目で環境基準値等の超過無し

■ PCB 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の改正について 環境省説明

PCB 廃棄物は、地元との約束で、事業所ごとに計画的処理完了期限が定められています。しかしながら、処分委託しない事業者や使用中の PCB 使用製品も存在し、その達成が危ぶまれる状況となっています。

今回の改正は、こうした状況を踏まえ、この期限を遵守して一日でも早く確実に処理を完了するために必要となる制度的な措置を講じたものです。

改正法の施行期日 公布の日（平成 28 年 5 月 2 日）から 3 か月以内で政令で定める日

【主な改正のポイント】

1. PCB 廃棄物処理基本計画を閣議決定

PCB 廃棄物処理基本計画を閣議案件に位置づけ。
政府一丸となって取り組みを推進

2. 高濃度 PCB 廃棄物の処分の義務付け

保管事業者に、計画的処理完了期限より前の処分を義務付け、義務違反に対しては改善命令ができることとする。命令違反には罰則を科す。使用中の高濃度 PCB 使用製品についても、所有事業者に、計画的処理完了期限より前に廃棄することを義務付け。
強制力をもって期限内の処分を促進

3. 報告徴収・立入検査権限の強化

PCB 特措法に基づく届出がなされていない高濃度 PCB 廃棄物等について、都道府県等による事業者への報告徴収や立入検査の権限を強化。
対象となる廃棄物、使用製品の掘り起こしにより、保管・使用実態の全容把握

4. 高濃度 PCB 廃棄物の処分に係る代執行

保管事業者が不明等の場合に、都道府県等は高濃度 PCB 廃棄物の処分に係る代執行を行うことができることとする。
原則としている保管事業者による処分が困難な場合においても、期限内に適正な処分がなされるよう措置

期限内の処理完了に向けて必要なステップと主な改正事項

- PCB廃棄物処理基本計画の期限の達成のためには、期限内に、以下のフロー図の各項目を全て満たすことが必要。
- 高濃度PCB廃棄物の現在の処理の進捗状況を踏まえれば、相当アクセルを踏まなければ処理期限内に処理を終えることは困難な状況。
→政府一丸となって取り組むため、PCB廃棄物処理基本計画を閣議決定（第6条）

① 高濃度PCB廃棄物及び使用中の高濃度PCB使用製品の掘り起こし調査が完了し、全て把握されること

② 使用中の高濃度PCB使用製品が全て使用を終了すること

→ 報告徴収・立入検査権限の強化
(第24条・第25条)

→ 使用中の高濃度PCB使用製品の
廃棄の義務付け(第18条)

③ 届出がなされた全ての高濃度PCB廃棄物について、JESCOへの処分委託が行われること、その後速やかに当該PCB廃棄物がJESCOに搬入され、適正に処理されること

→ 計画的処理完了期限前の高濃度PCB廃棄物の処分の義務付け(第10条)
義務違反者に対する改善命令(第12条)
高濃度PCB廃棄物の処分に係る代執行(第13条)

第 38 回監視円卓会議資料より抜粋

委員からの主な質問と意見

処理事業の進捗状況等について

(質問) 委員

北九州PCB処理事業所の運転停止が、期限までの処理や今後の運転に及ぼす影響は。

(回答) JESCO

トランス・コンデンサに関しては基本計画の改定の後に処理のスピードを上げていたため、若干の余裕が生じていた。加えて北九州PCB

処理事業所で処理する予定であった車載トランスの処理が豊田PCB処理事業所で進んだことから、今回の施設停止をふまえてもなお余裕がある状況。また、プラズマ処理についても早期に再稼働できたため、当初の計画通り処理できると考えている。

(質問) 委員

環境モニタリングの輪西地区でのベンゼンが11月に3.7 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、2月に4.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ となっており、環境基準値の3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えているのではないか。

(回答) 北海道

ベンゼンの環境基準値は年平均値での設定となっている。年平均値としては1.7 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、環境基準値は満たしている。

PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の改正について

(質問) 委員

PCB使用製品の廃棄物の掘り起こし調査には人的調査のウエイトが大きい。北海道において人材の確保ができるのか。

(回答) 北海道

全道の振興局において、限られたマンパワーをうまく活用していくことが求められており、できるだけ効果的に計画的に把握していけるように努力をしていきたい。

(意見) 委員長

都道府県、政令市も人的制約条件は厳しいが、工夫しながら掘り起こし調査を進め、期限内処理につながるようお互いに知恵を出し合っていきたい。

(質問) 委員

法改正の内容はどのように事業者等に周知を図っていくのか。

(回答) 環境省

官報のほか、今年の秋から経済産業省と協力して事業者向けに全国14カ所で説明会を開催する予定。改正内容のほかPCB廃棄物に係る最新の情報を提供していきたいと考えている。あわせて、都道府県を通じた周知も行っていく。

(質問) 委員

PCB使用製品を使用中の事業者への対応は。

(回答) 環境省

使用中のものは継続して使用して良いこととなっていたが、今回の法改正で期限内の廃棄を義務付けた。



(意見) 委員長

事業者向けの説明会のみならず国民全般に対しても法改正の枠組みを理解してもらおうと、事業者の方にも点検を促すことにもなるので工夫をしていただきたい。

PCB廃棄物処理事業に関するお問い合わせ

 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道 PCB 処理事業所	〒050-0087 室蘭市仲町14番地7 電話：0143-22-3111(代表) FAX:0143-22-3001 ホームページ： http://www.jesconet.co.jp/facility/hokkaido/index.html	PCB 処理情報センター 〒050-0001 室蘭市御崎町1丁目9番地8 電話：0143-23-7015 開館日：月～金 9:00～16:30(土日祝・年末年始休館)
--	---	---

北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議に関するお問い合わせ

 北海道 環境生活部 環境局 循環型社会推進課	〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話：011-231-4111(内線24-325) FAX:011-232-4970 E-mail: kansei.kanhai1@pref.hokkaido.lg.jp ホームページ： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/top_page/pcb.htm
 室蘭市 生活環境部 環境課	〒051-0001 室蘭市御崎町1丁目75番地7 電話：0143-22-1481 FAX:0143-22-7148 E-mail: kankyuu@city.muroran.lg.jp ホームページ： http://www.city.muroran.lg.jp/main/org3300/pcb_top.html

「監視円卓会議だより」や監視円卓会議の会議資料は、北海道及び室蘭市のホームページでご覧いただけます。また、この「監視円卓会議だより」は、むろらん広域センタービル、蘭東支所でも配布しています。